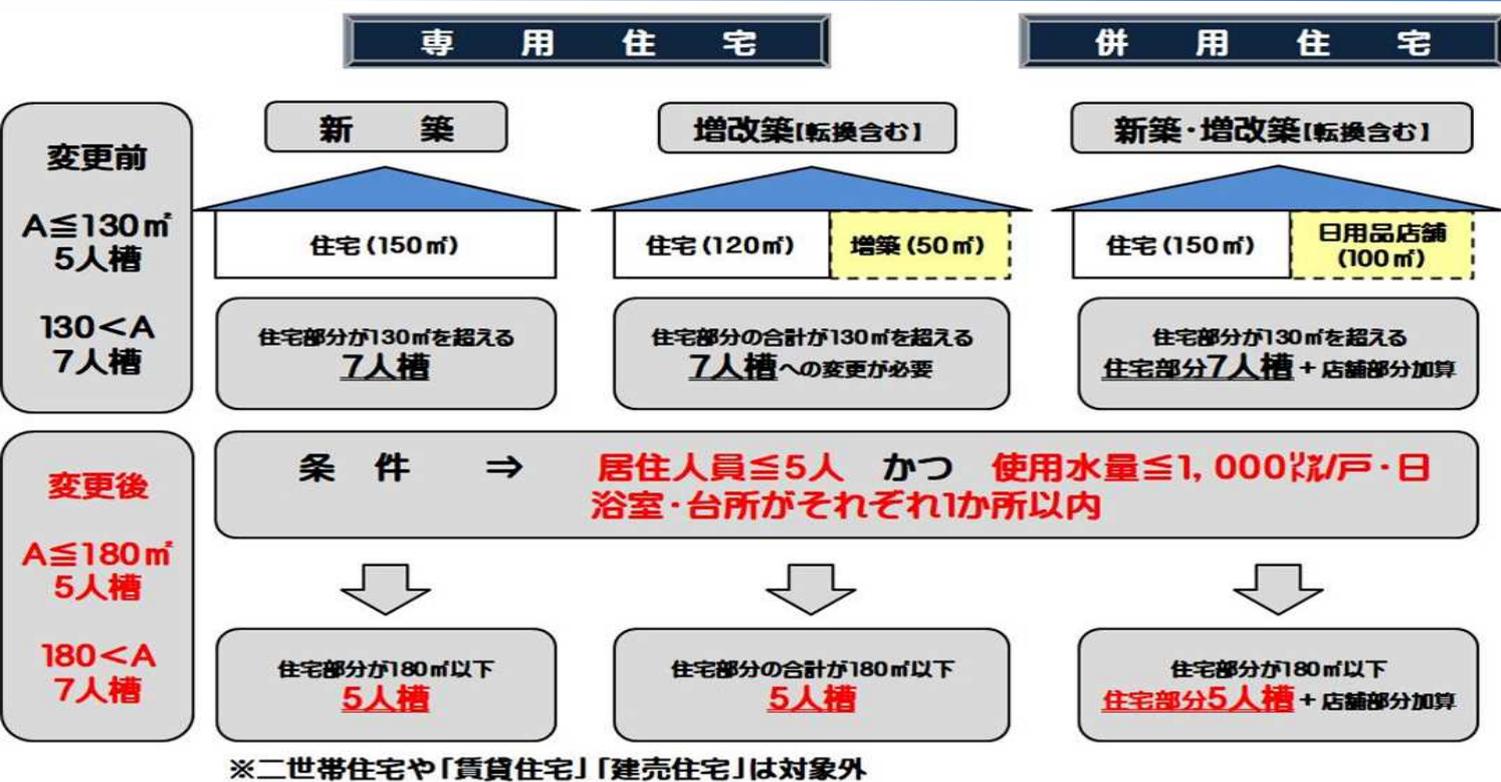
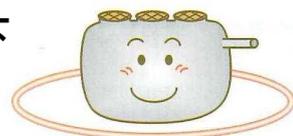


令和4年4月1日から、専用住宅・併用住宅に設置される合併処理浄化槽の人槽算定基準の取扱いが変わります

次の条件を全て満たす場合、設置者が緩和措置適用願いを提出することで、処理対象人員を5人とすることができます。

- ★一戸建ての専用住宅又は併用住宅である(賃貸・建売住宅等は対象外です)
- ★住宅部分の延べ床面積(増改築の場合は工事後の延べ床面積)が180㎡以下
- ★台所及び浴室がそれぞれ1か所以内
- ★実居住人数及び将来の居住人数の見込みが5人以下
- ★使用水量の見込みが1日1,000リットル以下



すでに浄化槽設置届出書(計画書)を提出された方でも、**条件を満たした上で、浄化槽設置工事が適用日(令和4年4月1日)以降**の場合は、緩和適用願いの提出により緩和措置の適用が受けられます。(浄化槽変更届や建築確認の変更手続きが必要です。)

詳細及び「緩和措置適用願い」の様式については、徳島県ホームページをご覧ください。

県HP記事「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に係る取扱いについて」
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/kenchiku/7203230/>

お問合せ先

徳島県県土整備部

建築指導室
水・環境課

指導・宅建担当
浄化槽担当

電話 088-621-2595
電話 088-621-2279